

職員駐車場申請手続きについて

通勤を目的とする職員駐車場の利用を希望する方は、以下項目をご確認の上、3月10日(日)までに、「4申請方法」にて申請してください。

1 申請対象者

- ① 産業医科大学事務局本部棟又は若松病院中心地点から半径1kmを超える区域に居住し、かつ自動車通勤の届出をしている職員（1kmの基準は総務課により作成しているため、実際の距離と異なる場合があります。）
※ 看護師宿舎、レジデント住宅、共同住宅入居予定の方は、職員駐車場の申請はできません。（ただし、若松病院勤務者を除く。）
- ② 身体障害者手帳の交付を受けている職員のうち、総務課の定める等級を満たす職員

【駐車場が許可できない住所】

大学、大学病院勤務の場合

八幡西区医生ヶ丘／八幡西区浅川 1 丁目／八幡西区浅川 2 丁目 1～11／
八幡西区浅川台 1 丁目 1～3／八幡西区浅川学園台 1 丁目 1～6／
八幡西区浅川学園台 2 丁目 1～10、15～／八幡西区浅川学園台 3 丁目 1、3～14／
八幡西区浅川学園台 4 丁目／八幡西区大浦／八幡西区折尾 2 丁目 8～15／
八幡西区折尾 3 丁目 8、10～12／八幡西区丸尾町 7～9／
八幡西区楠木 2 丁目 3～6、11～16／八幡西区千代ヶ崎／
八幡西区友田 3 丁目 4～6／八幡西区藤原／八幡西区光貞台 1 丁目／
八幡西区光貞台 2 丁目／八幡西区光貞台 3 丁目 1～6、8、9／
八幡西区力丸町 1～5／八幡西区力丸町 9～11／
若松区ひびきの南 1 丁目(住所によっては許可)／
若松区ひびきの南 3 丁目(住所によっては許可)／
若松区ひびきの南 4 丁目(住所によっては許可)

若松病院勤務の場合

若松区浜町／若松区北浜／若松区老松／若松区桜町／若松区大井戸町／
若松区白山一丁目 1～15、17、18／若松区白山二丁目／若松区白山三丁目 1／
若松区中川町／若松区本町／若松区北湊町 1～4／若松区波打町 1～4／
若松区西園町 1～9／若松区山手町 1、2、4、5／若松区修多羅一丁目 8／
若松区久岐の浜 1／戸畑区川代二丁目 3、5、6

2 駐車許可証の交付及び使用料の支払いについて

4月1日（月）の新規採用職員研修時に、駐車許可証の交付を行います。

令和6年4～6月分の駐車場使用料(1,500円)は、4月分給与より差し引きます。

3 注意事項

4月1日の出勤について

3月末に「臨時駐車許可証」をメールにてお送りいたしますので、印刷の上、職員駐車場をご利用ください。

更新申請手続き

例年5月下旬に、7月～翌年6月分の駐車場更新手続きを実施しますので、

7月以降も継続して駐車場の利用を希望する方は、忘れずに手続きをしてください。

若松病院勤務の方は、若松病院で更新手続きを行います。

4 申請方法

URLまたは、QRコードから申請してください

https://forms.office.com/Pages/ResponsePage.aspx?id=ywQ3qunGZkyN_kXNh7858dpyg1tHDnJCj9gMI4VrwkZUQ1M1NFpZQTFLVEEyUFFD15TVU5UEZTTy4u



【お問い合わせ・提出先】

〒807-8555 北九州市八幡西区医生ヶ丘1-1

学校法人 産業医科大学 総務課 総務係

TEL093-691-7108